

F A X 送信票

三原市教育委員会 管理主事宛

教職員服務研修報告書

「活用資料」

平成27年 8月17日付け「記者発表資料：教職員の懲戒処分等について」

所 属 名	三原市立南方小学校
研修日時及び 時間帯	平成27年 8月21日 時間帯（8：15～8：30）
対 象 者	南方小学校職員 9名 ・・・出張2名，年休1名は後日研修実施
研 修 内 容	<ol style="list-style-type: none">資料を各自で読み，事実の把握と問題点を明らかにする。<ul style="list-style-type: none">・長期にわたってわいせつな行為を行っている。・地方公務員法第32条（上司の職務上の命令に従う義務）の規定に違反しており，指導を受けていたにもかかわらず，セクシャル・ハラスメントに該当する行為を行っていた。・チェック体制・管理体制の甘さ・見て見ぬ職場の風土があったのでは。・臨時的任用職員への服務研修体制は整備されていたのか。どうすれば防止できたか意見交流を行う。<ul style="list-style-type: none">・日々の生活の中で不祥事防止について話題にし，問題意識を持って生活する。・「セクシャル・ハラスメント」に該当する行為とは具体的にどのようなものかを研修する。受け手の判断が重要であり，いつも受け手から明確に意思表示があるとは限らないことに，留意すべき。まとめ<ul style="list-style-type: none">・相手の気持ちを想像できない，または，勝手な思い込みで「これぐらいならいいだろう」という考えをなくす。この考え方が全ての不祥事につながることを自覚し，自己に厳しくするとともに，相互点検を確実にする。・教育公務員として，信頼される行動をとるよう，全教職員で声かけ合っていく。

※ 研修完了後，学校名，研修日時及び時間帯，研修内容を記入して，速やかに F A X 送信をしてください。（67-5912）

※ 研修に時間がかかる場合は，周知等完了後速やかに送信し，研修実施後に改めて送信してください。